（財務局長等への権限の委任）

第十九条　法第二十六条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2　前項の権限で機構の従たる事務所又は法第二十五条第一項に規定する受託金融機関の事務所（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めたときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。

附則第三条第一項第三号中「（平成十一年法律第百三号）」を削る。

附則第五条の二第九項中「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」の下に「（平成十二年政令第三百十六号）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「国庫納付金」を「元本納付金又は積立金納付金」に、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第八項又は第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「国庫納付金」を「元本納付金及び積立金納付金」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国庫納付金」を「積立金納付金」に、「七月十日」を「七月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の国庫納付金」を「第二項の元本納付金又は前項の積立金納付金」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　元本納付金は、当該元本納付金に係る法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本が回収された日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める期日までに納付しなければならない。

一　ある事業年度の四月一日から六月三十日までの期間　当該事業年度の十月三十一日

二　ある事業年度の七月一日から九月三十日までの期間　当該事業年度の一月三十一日

三　ある事業年度の十月一日から十二月三十一日までの期間　当該事業年度の次の事業年度の四月三十日

四　ある事業年度の一月一日から三月三十一日までの期間　当該事業年度の次の事業年度の七月三十一日

附則第五条の二第二項中「附則第五条の二第六項」を「附則第五条の二第七項」に、「国庫納付金」を「積立金納付金」に、「六月三十日」を「七月十日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、法附則第五条の二第六項の規定による納付金（以下この条において「元本納付金」という。）を納付しようとするときは、元本納付金の計算書に、当該元本納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該元本納付金に係る法附則第五条の二第一項に規定する債権の元本が回収された日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める期日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　ある事業年度の四月一日から六月三十日までの期間　当該事業年度の十月十日

二　ある事業年度の七月一日から九月三十日までの期間　当該事業年度の一月十日

三　ある事業年度の十月一日から十二月三十一日までの期間　当該事業年度の次の事業年度の四月十日

四　ある事業年度の一月一日から三月三十一日までの期間　当該事業年度の次の事業年度の七月十日

（年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条　年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第一号中「平成十九年改正法附則第百二十条の規定による改正後の」を削り、「附則第五条の二第六項」の下に「及び第七項」を加える。

第二章　経過措置

（独立行政法人福祉医療機構法の適用に関する経過措置）

第五条　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（以下この条及び次条において「整備法」という。）附則第七条第二項の規定による納付金（以下「特例元本納付金」という。）の納付についての整備法第二条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第八項及び第十五項から第十七項までの規定の適用については、同条第八項中「第六項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号。以下「整備法」という。）附則第七条第二項」と、同条第十五項中「第六項又は第七項」とあるのは「整備法附則第七条第二項」と、「同条第六項第一号へ」とあるのは「特別会計に関する法律第百十一条第六項第一号へ」と、同条第十六項及び第十七項中「第六項又は第七項」とあるのは「整備法附則第七条第二項」とする。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の適用に関する経過措置）

第六条　独立行政法人福祉医療機構が特例元本納付金を納付する場合における整備法附則第三十三条の規定による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百三十九条第一項の規定の適用については、同項中「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第六項及び第七項」とあるのは、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）附則第七条第二項」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（特例元本納付金の納付の手続に関する経過措置）

2　独立行政法人福祉医療機構は、特例元本納付金を納付しようとするときは、特例元本納付金の計算書に、当該特例元本納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二十八年一月十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　特例元本納付金の納付についての第二条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令（次項において「改正後福祉医療機構法施行令」という。）附則第五条の二第四項、第七項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条の二第四項	第二項の元本納付金又は前項の積立金納付金	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）附則第七条第二項の規定による納付金（以下「特例元本納付金」という。）
附則第五条の二第七項	元本納付金及び積立金納付金	特例元本納付金